

令和 6 年第 1 0 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 6 年 1 0 月 1 日
宮 崎 市 農 業 委 員 会

1. 日 時 令和6年10月1日（火）

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

〔 議 案 〕

議案第53号 農地法第3条許可について

議案第54号 農地の競売・公売等による買受適格証明について（農地法第3条）

議案第55号 農地法第4条許可について

議案第56号 農地法第5条許可について

議案第57号 農地の競売・公売等による買受適格証明について（農地法第5条）

議案第58号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第59号 農用地利用集積計画の決定について

〔 報 告 〕

報告第55号 専決処分の報告について（農地法第4条第1項第7号）

報告第56号 専決処分の報告について（農地法第5条第1項第6号）

報告第57号 専決処分の報告について（農地法第4条第1項本文）

報告第58号 専決処分の報告について（農地法第5条第1項本文）

報告第59号 相続等による権利移動について（農地法第3条の3）

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 児 玉 静 雄
5 番 鬼 塚 健 太	6 番 原 恵 子	7 番 川 越 定 光
9 番 徳 地 豊	10 番 川 越 忠 次	11 番 長 友 紘 子
12 番 川 越 正 彦	13 番 長 倉 恭 浩	14 番 岡 原 明 美
17 番 片 上 英 行	18 番 田 中 安 子	19 番 高 間 秀 一
20 番 川 越 達 也	21 番 中 村 和 寛	22 番 外 蘭 香
23 番 蛭 原 安 徳	24 番 松 田 真 郎	

5. 欠席委員

4 番 久保田 章 生	8 番 金 丸 隆 幸	15 番 持 原 義 信
16 番 佐 藤 裕次郎		

6. 事務局出席者

局 長	釜 元 浩 一	農地調整係主査	前 田 真智子
次 長	長谷川 恒 徳	農地調整係主任主事	領 家 健 志
次長補佐兼総務係長	田 原 英 記	農 地 調 整 係 主 事	西 岡 恭 子
主幹兼農地調整係長	加 藤 寿 雄	総 務 係 主 事	石 三 美 鈴

7. 市長部局出席者

な し

署 名 委 員

議 長 川 越 正 彦 

委 員 鬼 塚 健 太 

委 員 高 間 秀 一 

午後 3 時 0 分開会

○議長（川越） これより、令和 6 年第10回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、4 番久保田章生委員、8 番金丸隆幸委員、15番持原義信委員、16番佐藤裕次郎委員から欠席の届出がありました。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、5 番鬼塚健太委員、19番高間秀一委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局次長（長谷川） 本日の総会の会期、議事日程等について、タブレットにて資料を御確認ください。ファイルは、「04令和 6 年第10回総会議案」となります。

なお、議案につきましては、特別な場合を除き、1 ページごとの審議となります。

続きまして、提出議案について御説明いたします。

総会議案の 2 ページを御覧ください。

本日は、7 議案を審議いただきます。

議案第53号「農地法第 3 条許可について」は17件でございます。

議案第54号「農地の競売・公売等による買受適格証明について（農地法第 3 条）」は 1 件でございます。

議案第55号「農地法第 4 条許可について」は 3 件でございます。

議案第56号「農地法第 5 条許可について」は14件でございます。

議案第57号「農地の競売・公売等による買受適格証明について（農地法第 5 条）」は 1 件でございます。

議案第58号「農用地、利用集積等、促進計画（案）について」は84件でございます。

議案第59号「農用地、利用集積計画の決定について」は39件でございます。

以上、審議件数の合計は159件となります。

御説明は以上となります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 議案第53号農地法第 3 条許可について、3 ページを議題とします。

○事務局（西岡） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者などが受け人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、4名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。

4ページの番号185、5ページの番号190、6ページの番号193、7ページの番号196が該当しますが、基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期などを勘案の上検討したため、3条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致。それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの188番までを議題とします。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致。それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページから6ページの191番までを議題とします。御意見ございませんか。

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致。それぞれ許可することに決しました。

次に、6 ページを議題とします。御意見ございませんか。

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致。それぞれ許可することに決しました。

次に、7 ページを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、23番蛭原安徳委員の退室を求めます。

（23番蛭原安徳委員退室）

○議長（川越） 御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致。それぞれ許可することに決しました。

23番蛭原安徳委員の入室を求めます。

（23番蛭原安徳委員入室）

○議長（川越） 議案第54号農地の競売・公売による買受適格証明について」、8 ページを議題とします。

○事務局（西岡） 農地の競売・公売による買受適格証明について説明いたします。

買受適格証明書は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に、入札者に対し提出が求められるもので、入札しようとする人が農地法の許可が受けられることを証明するものですが、本案件は農地を含む県有地の売却に伴う一般競争入札参加に伴うものとなります。

本証明の審査は、農地法第3条申請と同様の許可基準で行います。

なお、総会での承認後、今回の願出人は、買受適格証明書をもって入札に参加し、最高価格で買受人となった場合は、改めて農業委員会に3条の単独申請を行います。農業委員会は会長専決で許可を行い、後日総会で報告する流れとなっております。

まず、農地法第3条・第5条許可資料 買受適格証明関係を御覧ください。

申請地は、2 ページの位置図のとおり、大字折生迫にあります市立青島中学校から南に200メートルに位置する土地で、県の育苗関連施設の跡地になります。3 ページに航空写真を掲載していますので御参照ください。

それでは、議案書 8 ページの番号 1 を御覧ください。

本案件は宮崎県が公売する農地の入札参加を目的としており、願出人は、西都市でスイートコーンなどを7,300平米ほど栽培しています。3 条の農地の権利取得者及び農地所有適格法人の要件を満たしていることから、証明願を受理し、議案として上程しております。

なお、入札日時は11月 7 日の午前10時からとなっております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 今回、議案54号は農地として使用したいから農地法第 3 条で証明書が欲しいと言われる方ですよね。後の方は、農地とは別の用途で使いたいから、5 条で欲しいということで申請をされています。その場合、入札価格は大きく違ってくるんじゃないかと思います。そうすると、農地よりも高く入札を、証明してくださいという人のほうが、有利だと思ったので、この見解でいいのかお伺いしたいと思います。

○事務局（西岡） 今回の入札に関しましては、農地か、農地以外なのかは関係なく、入札金額の高いほうが落札をするというような形になっております。

○23番（蛭原委員） 要するに、ここは農地でないと競売にかけられません、という縛りはないということですね。5 条で、別の要件で使うから高く買います、というのがわかるので、証明願を出した時点でもう差がついているのではないかと思ったもので聞きましたが、分かりました。

○議長（川越） ほかがございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致。それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第55号農地法第4条許可について、9ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります転用事業に係る位置や、その事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明します。

番号35、37を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

これらの申請は、営農型太陽光発電に関する申請です。

まず、農地法第4条許可資料を御覧ください。

2ページと7ページに位置図、3ページと8ページに航空写真、4ページと9ページに土地利用計画図を掲載しておりますので御参照ください。

申請地は、位置図のとおり、番号35の案件については、宮崎市大字長嶺にあります宮崎大淀カントリークラブから東に約600メートルの場所に位置する土地です。また、番号37の案件については、宮崎市高岡町高浜にあります宮崎ハイテク工業団地から南東に約500メートルに位置する土地です。

本案件は、太陽光パネルを支える支柱部分などの一時転用の申請で、申請人は、宮崎市大塚台東在住の農家です。本案件は令和3年10月26日に許可しており、今回、一時転用の許可期間が満了するため更新の申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農振農用地区域となりますが、不許可の例外である一時転用に該当し、雨水は地下浸透で処理することから、営農や周辺農地への影響はないものと思われます。

なお、一時転用の設定期間は3年間となっています。

次に、下部の農地について説明いたします。

営農型太陽光発電設備の下部の農地では、引き続き、サカキを栽培する計画となっております。生育に支障のない遮光率で設計されていることを確認しております。

さらに、営農型太陽光発電設備の下部の農地で営農するに当たっては、営農上の支障がないか、当該作物の栽培などについて知見を有する者からの意見書の提出を受けることとなっており、本計画が適当である旨の意見書の提出を受けております。

次に、申請地の下部における営農状況について説明いたします。

資料の 5 ページ、6 ページ、10 ページ、11 ページを御覧ください。

資料の写真は申請地の写真となります。資料のとおり、現在、太陽光パネルの下部の農地にてサカキの生育を行っています。申請人から営農状況の報告書の提出もあり、現地調査にて草刈り等の保全管理もなされており、周辺に影響がないよう営農していることを確認いたしましたので、今回の更新の申請を受理いたしました。

以上のことから、議案として上程しております。

最後に、番号36を御覧ください。

申請人は、宮崎市佐土原町在住の農家です。申請地は、宮崎市大字塩路にありますフェニックス自然動物園から北に約800メートルの場所に位置する土地です。

本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を露天駐車場等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから第1種農地となりますが、不許可の例外である集落接続に該当しています。

申請地は農地と接しておらず、現況のまま利用することで土砂の流出はなく、雨水は地下浸透で処理することから、周辺への影響はないものと思われます。

始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 営農型太陽光発電施設の案件についてお尋ねしたいんですけども、先ほどの説明で、令和3年のときに、営農型の申請をして許可をしたときには、その施設の下に、サカキを植えた。そして、3年経過し、また同じ人が同じ作物で、3年間、営農型の施設を続けたいという申請であると、解釈すればよろしいですね。

○事務局（前田） はい

○議長（川越） ほか、御意見ございませんか。

○17番（片上委員） 今回の関連ですけれども、写真にあるのは、既に植えて3年たったサカキだと、いうことでよろしいですね。植栽したばかりなので現状では当然ですが、3年後にはどの程度成長し、経営的に成り立つのかが知りたいです。これでは、サカキによる収入は3年間ゼロで、発電による収入のみがある状況のように思います。3年後に収穫できるかどうか、またその判断基準について教えてください。

○事務局（前田） 3年前の申請時及び、今回の申請時に、サカキを植えてから6年目、7年目頃からの収穫予定という計画になっています。3年前、許可をして毎年報告を出していただいてますが、コロナの時期と重なり、報告書によると、資材が輸入できずに、まだ設置ができないということで、太陽光設備の設置が遅れたため、1年程、植栽も遅れたということです。ですので、実際は令和4年の11月頃から植えていますが、今回の申請書の計画書の中にも、6年目、7年目からは高さが160センチほどになり、収穫も可能だと知見を有する音の意見を伺っています。収支の計画も7年目から具体的な数字で売上げ額が書かれており、前年比10%増を想定して計画を立てております。サカキについては、収穫に時間がかかるというところで、いろんなデータや知見の情報を基に、それに即した形での営農計画になっているかを確認して、申請を受付しております。

○17番（片上委員） この写真もまだ植えて2年ぐらいということは、パネルの下にあるサカキと、上にパネルがないサカキが、大きさが一緒ぐらいだと思うんですよ。こういう写真で見れば、パネルがあってもなくても生育は変わらないという見方をしても間違いはないのでしょうか。私の地区にも、同様の案件がありまして、今後の参考にしたいと思います。

○事務局（前田） 申請書に添付されている参考資料等によりますと、サカキは、湿润で遮光率が60～80%ぐらいの、日陰のほうが生育がよいという資料もあります。そういったデータを考えますと、やはりパネルの下のほうが、生育がいいと思います。申し訳ございませんが、写真では、この差というのが判断しかねます。

○議長（川越） ほかございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致。それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第56号農地法第5条許可について、10ページを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、1番日高隆志委員の退室を求めます。

（1番日高隆志委員退室）

○事務局（前田） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります転用事業に係る位置や、その事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号180を御覧ください。

申請人のうち、渡し人は宮崎市大字芳士在住の個人、受け人は宮崎市大字瓜生野に本拠を置く水道工事業等を営む法人です。

申請地は、宮崎市新名爪にあります宮崎北高等学校から南に約400メートルの場所に位置する土地です。

本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を露天資材置場等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから第1種農地となりますが、不許可の例外である一時転用に該当しています。

申請地の周囲は、一部農地と接していますが、周囲にブロック塀があり土砂の流出のおそれはなく、雨水は地下浸透及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。

始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に、農振農用地区域で一時転用に該当している案件は、番号181、182です。いずれの案件も、始末書つきの案件となっております。農地法の許可を得ずに、申請地を現場事務所等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

次に、番号183を御覧ください。

申請人のうち、渡し人は宮崎市佐土原町在住の個人、受け人は宮崎市佐土原町在住の個人です。

申請地は、宮崎市佐土原町東上那珂にあります那珂小学校から北東に約900メートルの場所に位置する土地です。

本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を一般個人住宅敷地として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから第1種農地となりますが、不許可の例外である集落接続に該当しています。

申請地の周囲は、一部農地と接していますが、現況のまま利用することで土砂の流出のおそれはなく、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。

始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

なお、その他の案件において追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致。それぞれ許可相当とすることに決しました。

1 番日高隆志委員の入室を求めます。

(1 番日高隆志委員入室)

○議長（川越） 次に、11ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（川越） 全会一致。それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（川越） 全会一致。それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（川越） 全会一致。それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第57号農地の競売・公売による買受適格証明について、14ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地の競売・公売等による買受適格証明願については、さきほど、議案第54号の説明でもありましたとおり、入札しようとする人が農地法の許可が受けられる人であることを証明するものです。

位置図や航空写真、利用計画図については、農地法第3条・第5条許可資料（買受適格証明関係）を御参照ください。

本証明の審査は、農地法第5条申請と同様の許可基準で行います。

なお、総会での承認後の手続ですが、承認後、入札者が買受適格証明書を持って入札し、最高価格での買受人となった場合は、農業委員会に5条の単独申請を行います。その後、30アールを超える転用案件となりますので、常設審議委員会での審議を経た後、農業委員会は会長専決で許可を行い、後日総会で報告する流れとなっております。

それでは、14ページの番号2を御覧ください。

願出人は、宮崎市大字内海に本拠を置く造園業等を営む法人です。

申請地は、宮崎市大字折生迫にあります青島中学校から南に約200メートルの場所に位置する土地です。

本案件は、宮崎県が売却する農地の入札参加を目的としており、願出人が落札した場合、当該地を植樹管理地として利用する計画で申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地となります。

申請地は農地と接しておらず、また、道路から一段低くなっており、土砂の流出のおそれはなく、雨水は敷地内側溝を利用して隣接する川に放流し処理する計画であることから、周辺への影響はないものと思われます。

立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程しています。

なお、入札日時は11月7日の午前10時からとなっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致。それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第58号農用地利用集積等促進計画（案）について、15ページから17ページの270番までの新規分、18ページから64ページの141番までの更新・変更分を議題とします。

○事務局（石三） 議案第58号農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため、今回、議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、新規分が15ページの番号265番から17ページの番号270番までの6件、変更分が18ページの番号64番から64ページの番号141番の78件でございます。

なお、変更分につきましては、農地中間管理機構・渡し人の契約期間中に受け人が変更となるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致。それぞれ決定することに決しました。

議案第59号農用地利用修正計画の決定について、65ページから77ページの588番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、20番川越達也委員、21番中村和寛委員の退室を求めます。

（20番川越達也委員、21番中村和寛委員退室）

○事務局（石三） 議案第59号農用地利用集積計画の申出につきましては、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられ、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、65ページの番号567番から77ページの番号588番の22件でございます。

内訳としましては、使用貸借権の再設定が1件、新規設定が4件、賃借権の再設定が8件、新規設定が9件となっております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりです。御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致。それぞれ決定することに決しました。

20番川越達也委員、21番中村和寛委員の入室を求めます。

（20番川越達也委員、21番中村和寛委員入室）

○議長（川越） 次に、78ページから86ページの605番までの所有権移転分を議題とします。

○事務局（石三） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、78ページの番号589番から86ページの番号605番までの17件でございます。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（川越） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（川越） 全会一致。それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局次長（長谷川） 本日の報告案件について説明いたします。

ファイルは、「04令和6年第10回総会報告」となります。

総会報告の2ページを御覧ください。

報告第55号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告についてでございます。その数1件でございます。

報告第56号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてでございます。その数10件でございます。

報告第57号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数2件でございます。

報告第58号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数19件でございます。

報告第59号は、農地法第3条の3、相続等による権利移動についてございまして、その数18件でございます。

なお、報告第55号、第56号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

また、第57号、第58号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

御説明は以上となります。

○議長（川越） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御意見がなければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会は、これをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（川越） 御異議なしと認めます。よって、令和6年第10回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時51分閉会